

諮問庁：法務大臣

諮問日：令和3年4月9日（令和3年（行情）諮問第143号）

答申日：令和4年3月10日（令和3年度（行情）答申第572号）

事件名：「商品コード表一覧」（特定日現在 特定刑事施設）の一部開示決定に関する件

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

「商品コード表一覧」（特定年月日現在 特定刑事施設）」（以下「本件対象文書」という。）につき、その一部を不開示とした決定について、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分は、不開示とすることが妥当である。

### 第2 審査請求人の主張の要旨

#### 1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、令和2年4月30日付け大管発第1347号により大阪矯正管区長（以下「処分庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、不服が有るので審査請求します。

#### 2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由の要旨は、審査請求書及び意見書によると、おおむね以下のとおりである。

##### （1）審査請求書

ア 令和2年3月12日大阪矯正管区受付に係る受付第情255号（本件開示請求を指す。）については、不開示とした理由には正当な理由がなく、不当である。

イ 不開示とした部分は、日用品の商品名と僅か一部のメーカー名であるが、それらの部分は特定刑事施設の売店では一般に公開されており、尚且つ、当所の収容者は本件「商品コード表」と全く同一の物を回覧、貸与されているのだから今更不開示とする理由はない。

ウ 全情報を開示したところで処分庁が指摘するような権利、利益侵害が生ずるおそれなど一切存在せず、不当な決定である。

エ 処分庁が不開示とした真の理由は、「特定刑事施設内で販売されている日用品の販売価格が高すぎる」との批判を回避するためにほかならない。

オ 現に特定弁護士会は、当施設の日用品の販売価格が市価に比べて高

すぎることを指摘し、侵害（人権侵害）があるとして、特定刑事施設に販売価格の見直しを勧告している。

カ 請求人（審査請求人を指す。）は別件国賠訴訟で被告が提出した「商品コード表」を現に所有しているため、今更商品名を不開示とする理由は存在しない。

## （２）意見書

ア 本件対象文書については、同じ物を既に所有しており、それについては抹消削除がないものであるから、今更不開示とする理由も必要性も存在しない。

イ 本件対象文書については、購入申込みの際「商品コード表一覧」を収容者全員に閲覧させており、誰もが知っている情報であるから、不開示とする理由はない。

## 第３ 諮問庁の説明の要旨

１ 本件審査請求は、審査請求人が令和２年３月１２日受付行政文書開示請求書により開示請求し、処分庁が、本件対象文書を特定し、同年４月３０日付けでその一部（以下、第３において「本件不開示部分」という。）を不開示とした一部開示決定（原処分）を行ったことに対するものであり、審査請求人は、本件不開示部分を不開示としたことには正当な理由がなく、不当であるとして、本件不開示部分の開示を求めていることから、以下、本件不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

## ２ 本件対象文書等について

### （１）刑事施設における自弁物品販売等運營業務について

#### ア 刑事施設の被収容者等の自弁物品等の購入等について

刑事施設における被収容者等の自弁物品等の購入等については、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成１７年法律第５０号。以下「刑事収容施設法」という。）５１条の規定及び刑事施設及び被収容者の処遇に関する規則（平成１８年法務省令第５７号。以下「規則」という。）２１条２号の規定に基づき、刑事施設の管理運営上必要な制限として、刑事施設の長が定める種類の物品について、刑事施設の長が指定する事業者（以下「指定事業者」という。）から購入するものに制限するとされている。

#### イ 法務省矯正局長が特に定める事業者について

刑事施設の被収容者に対する物品販売については、過疎地等に所在する施設においては近隣の取扱事業者が極めて少ないこと、取扱物品が多品種小ロットのため事業として採算ベースに乗りにくいこと等の理由により、施設ごとに指定事業者を選定することが困難であることから、法務省矯正局において、全国の刑事施設において被収容者に対する物品販売業務を安定的かつ継続的に運営できる事業者

(以下「特定事業者」という。)を選定し、刑事施設の長が上記アの事業者を指定する際の便宜を図っている。

ウ 「特定事業者」の選定に係る公募について

「特定事業者」については、法務省矯正局が公募により選定しているところ、公募手続においては、応募事業者に対し、実施業務の内容を記載した仕様書を提示した上で、その内容に沿った自弁物品販売等の業務に関する提案を行わせ、その内容の審査結果に基づいて事業者を選定している。複数の事業者が応募した場合は、より優れた提案を行った事業者が選定されることになる。

(2) 本件対象文書について

本件対象文書は、刑事収容施設法51条及び規則21条1号口に基づく制限を行った自弁物品等について、その「商品コード」、「商品名」、「単価」及び「購入・差入制限」を一覧にしたリストである。

3 不開示情報該当性について

審査請求人は、本件不開示部分のうち、「商品名」欄の不開示部分について、不開示とすることに正当な理由がなく、不当であると主張しているところ、当該情報が開示された場合、既に開示されている情報等と併せることにより、特定事業者が取り扱っている具体的な商品名及びメーカー名等を特定することが可能となり、特定事業者と競合関係にある他の事業者等にとっては、本件対象文書の情報に加工・改善を加えるなどし、そのノウハウを模倣することで、法務省矯正局が今後行う可能性がある物品販売等業務に係る公募手続を容易にすることが可能となり、その結果、当該業務を実施している事業者に対し優位に立つことが可能となるといえる。そうすると、そのような情報を開示することにより、特定事業者の公正な競争上の地位及び正当な利益を害するおそれがあると認められることから、当該情報は、法5条2号イに規定される不開示情報に該当するといえる。

4 以上のとおり、本件不開示部分について、不開示情報該当性が存することは明らかであることから、原処分は妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- |   |           |               |
|---|-----------|---------------|
| ① | 令和3年4月9日  | 諮問の受理         |
| ② | 同日        | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ | 同月23日     | 審議            |
| ④ | 同年5月21日   | 審査請求人から意見書を收受 |
| ⑤ | 令和4年1月28日 | 本件対象文書の見分及び審議 |
| ⑥ | 同年3月4日    | 審議            |

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求は、本件対象文書を含む複数の文書の開示を求めるものであるところ、処分庁は、本件対象文書につき、その一部を法5条2号イに該当するとして不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、不開示部分の開示を求めているものと解されるところ、諮問庁は、原処分は妥当であるとしているが、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、改めて検討した結果、別表に掲げる部分について開示することとするとの説明があったので、以下、本件対象文書の見分結果を踏まえ、不開示部分のうち、別表に掲げる部分を除く部分（以下「本件不開示維持部分」という。）の不開示情報該当性等について検討する。

なお、本件対象文書のうち、1枚目の決裁欄のうちの課長以下の職員の印影及び伺い文末尾の担当職員の印影が黒塗りとされていると認められるが、原処分の行政文書開示決定通知書の「不開示とした部分とその理由」欄には、「特定矯正施設で購入可能な物品の商品名及びメーカー名等」とのみ記載されていることから、当該部分は不開示とされていないと認めるほかなく、当該部分の不開示情報該当性については判断しない。

## 2 本件対象文書の位置付け等について

(1) 刑事施設における物品販売業務についての上記第3の2の諮問庁の説明は、刑事収容施設法及び規則によれば、不自然、不合理な点はなく、これを覆すに足る事情も認められず、首肯できる。

(2) 本件対象文書は、刑事収容施設法51条及び規則21条1号口に基づき、特定刑事施設の被収容者に対して差入れ、又は被収容者が購入することが許可される物品等の一覧であり、その商品コード、商品名、単価及び制限数量等が記載されている。

## 3 本件不開示維持部分の不開示情報該当性について

(1) 当審査会において本件対象文書を見分したところ、本件不開示維持部分は、「商品名」欄の記載内容部分の一部であると認められる。

(2) 本件不開示維持部分には、特定事業者が取り扱っている具体的な商品名（メーカー名を含む。以下同じ。）が記載されていると認められる。

これを検討するに、本件不開示維持部分が開示された場合、既に開示されている情報等と併せることにより、特定事業者が取り扱っている具体的な商品名を特定することが可能となり、特定事業者と競合関係にある他の事業者等にとっては、本件対象文書の情報に加工・改善を加えるなどし、それを模倣することで、法務省矯正局が今後行う可能性がある物品販売等業務に係る公募手続への応募を容易にすることが可能となり、その結果、当該業務を実施している事業者に対し優位に立つことが可能となるといえ、そうすると、そのような情報を開示することにより、特定事業者の公正な競争上の地位及び正当な利益を害するおそれがある旨

の上記第3の3の諮問庁の説明は、これを否定することまではできない。

したがって、本件不開示維持部分は、法5条2号イに該当し、不開示としたことは妥当である。

#### 4 審査請求人のその他の主張について

- (1) 審査請求人は、審査請求書及び意見書（上記第2の2（1）イ及び（2）イ）において、本件不開示維持部分は、特定刑事施設の売店では一般に公開されており、また、特定刑事施設の被収容者は本件対象文書と全く同一の物を回覧、貸与されており、誰もが知っている情報であるから、不開示とする理由はないなどと主張する。この点について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁は、特定刑事施設においては、当該施設の被収容者に対して差入れを行おうとする者に対して、本件対象文書のうちの差入れを許可する物品一覧と同種の情報が記載された物品一覧を提示しているものであり、一般に公にしているものではなく、また、特定刑事施設の被収容者に対して本件不開示維持部分の情報が示されているとしても、それをもって公になっているとはいえない旨説明する。

これを検討するに、諮問庁の上記説明には特段不自然、不合理な点は認められず、同説明によれば、本件不開示維持部分は、公になっているものとまではいえず、また、法は、何人にも等しく情報の開示請求権を認めるものであり、開示・不開示の判断に当たっては、特定の情報を承知している者からの開示請求である場合も含め、開示請求者が誰であるかは考慮されないものであることから、審査請求人の上記主張を採用することはできない。

- (2) 審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

#### 5 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その一部を法5条2号イに該当するとして不開示とした決定については、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分は、同号イに該当すると認められるので、不開示とすることが妥当であると判断した。

(第1部会)

委員 小泉博嗣, 委員 池田陽子, 委員 木村琢磨

別表（諮問庁が開示する部分）

（注）表中の文字数の数え方については，括弧も1文字と数える。

通し 枚目	該当部分	開示箇所
1	「※」の記載内容部分	不開示部分全て
2	「商品コード」500ないし504の「商品名」欄	同上
	「商品コード」512ないし514の「商品名」欄	6文字目以降の不開示部分全て
	「商品コード」516，518ないし521，523ないし526及び529の「商品名」欄	不開示部分全て
	「商品コード」530の「商品名」欄	6文字目以降の不開示部分全て
	「商品コード」531及び537ないし541の「商品名」欄	不開示部分全て
3	「商品コード」542ないし544，548ないし553，555，558及び562ないし567の「商品名」欄	同上
	「商品コード」570ないし575の「商品名」欄	4文字目以降の不開示部分全て
	「商品コード」600及び602ないし607の「商品名」欄	不開示部分全て
	「商品コード」650ないし652の「商品名」欄	1文字目ないし4文字目及び10文字目以降の不開示部分全て
4	「商品コード」653及び654の「商品名」欄	同上
	「商品コード」655ないし663及び731の「商品名」欄	不開示部分全て
	「商品コード」664ないし668の「商品名」欄	1文字目ないし8文字目及び14文字目以降の不開示部分全て
	「商品コード」669ないし673の「商品名」欄	1文字目ないし7文字目及び13文字目以降の不開示部分全て

	「商品コード」 674ないし678の「商品名」欄	1文字目ないし7文字目及び14文字目以降の不開示部分全て
	「商品コード」 679ないし681, 740及び741の「商品名」欄	不開示部分全て
5	「商品コード」 682ないし712及び742ないし745の「商品名」欄	同上
6	「商品コード」 713ないし726及び760ないし767の「商品名」欄	同上
	「商品コード」 823ないし825の「商品名」欄	5文字目以降の不開示部分全て
	「商品コード」 826の「商品名」欄	8文字目以降の不開示部分全て
	「商品コード」 828の「商品名」欄	不開示部分全て
	「商品コード」 830の「商品名」欄	7文字目以降の不開示部分全て
7	「(注4)」の記載内容部分	10文字目ないし18文字目の不開示部分全て
8	「商品コード」 6009, 6012ないし6014及び6016ないし6018の「商品名」欄	同上
	「商品コード」 6019の「商品名」欄(3欄全て)	1文字目ないし6文字目の不開示部分全て
	「商品コード」 6020, 6022, 6024, 6028, 6030及び6033ないし6035の「商品名」欄	不開示部分全て
9	「商品コード」 6037, 6038, 6040, 6041, 6043, 6044, 6046, 6048, 6049, 6053, 6055, 6061ないし6064及び6066ないし6077の「商品名」欄	同上
10	「商品コード」 6078ないし6087及び6090ないし6095の「商品名」欄	同上
	「商品コード」 6105の「商品名」欄	9文字目以降の不開示部分全て

	「商品コード」6109ないし6111及び6113の「商品名」欄	不開示部分全て
11	「商品コード」1002ないし1005, 1028, 1034, 1046, 1050及び1100ないし1105の「商品名」欄	同上
	「商品コード」1113及び1114の「商品名」欄	6文字目以降の不開示部分全て
12	「商品コード」1115の「商品名」欄	同上
	「商品コード」1117, 1119ないし1123, 1125ないし1128及び1131の「商品名」欄	不開示部分全て
	「商品コード」1132の「商品名」欄	6文字目以降の不開示部分全て
	「商品コード」1133及び1139ないし1154の「商品名」欄	不開示部分全て
13	「商品コード」1156, 1159, 1163ないし1183, 1185ないし1189, 1196及び1200の「商品名」欄	同上
	「商品コード」1190ないし1195の「商品名」欄	4文字目以降の不開示部分全て
14	「商品コード」1207, 1209, 1212ないし1214, 1216ないし1218, 1220, 1221, 1223, 1225, 1229, 1231, 1236ないし1240及び1242ないし1247の「商品名」欄	不開示部分全て
15	「商品コード」1248及び1250ないし1255の「商品名」欄	同上
	「商品コード」1301ないし1305の「商品名」欄	1文字目ないし4文字目及び10文字目以降の不開示部分全て
	「商品コード」1306ないし1314及び1354の「商品名」欄	不開示部分全て
	「商品コード」1315ないし1319の「商品名」欄	1文字目ないし8文字目及び14文字目以降の不開示

		部分全て
	「商品コード」1320ないし1324の「商品名」欄	1文字目ないし7文字目及び13文字目以降の不開示部分全て
	「商品コード」1325ないし1329の「商品名」欄	1文字目ないし7文字目及び14文字目以降の不開示部分全て
	「商品コード」1330の「商品名」欄	不開示部分全て
16	「商品コード」1331ないし1349, 1360ないし1365及び1370ないし1377の「商品名」欄	同上
	「商品コード」1403ないし1405の「商品名」欄	5文字目以降の不開示部分全て
17	「商品コード」1406の「商品名」欄	8文字目以降の不開示部分全て
	「商品コード」1408の「商品名」欄	不開示部分全て
	「商品コード」1414の「商品名」欄	9文字目以降の不開示部分全て
	「商品コード」1419の「商品名」欄	7文字目以降の不開示部分全て